

キャンプ座間に関する協議会運営要領新旧対照表（案）

現行		改正案	
キャンプ座間に関する協議会運営要領		キャンプ座間に関する協議会運営要領	
(事務局)		(事務局)	
第5条 協議会の事務局は、南関東防衛局企画部地方調整課及び座間市市長室渉外課に置く。		第5条 協議会の事務局は、南関東防衛局企画部地方調整課及び座間市総合政策部総合政策課に置く。	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
1 構成員		1 構成員	
(1) 代表幹事会		(1) 代表幹事会	
区 分	職 名	区 分	職 名
防衛省	地方協力局長 南関東防衛局長	防衛省	地方協力局長 南関東防衛局長
座間市	市長 市議会議長 市基地返還促進等市民連絡協議会副会長 (市自治会総連合会会長)	座間市	市長 市議会議長 市基地返還等市民連絡協議会副会長 (市自治会総連合会会長)
(2) 幹事会		(2) 幹事会	
区 分	職 名	区 分	職 名
防衛省	南関東防衛局企画部長 同 管理部長 同 企画部地方調整課長	防衛省	南関東防衛局企画部長 同 管理部長 同 企画部地方調整課長
座間市	副市長 市議会副議長 市基地返還促進等市民連絡協議会副会長 (市商工会会長) 企画財政部長	座間市	副市長 市議会副議長 市基地返還等市民連絡協議会副会長 (市商工会会長) 財務部長
2 オブザーバー		2 オブザーバー	
区 分	職 名	区 分	職 名
代表幹事会	神奈川県副知事	代表幹事会	神奈川県副知事
幹事会	神奈川県基地対策部長	幹事会	神奈川県基地対策部長